

霧島市国民健康保険事業給付基金条例の廃止について

霧島市国民健康保険事業給付基金条例を廃止する。

平成28年2月15日提出

霧島市長 前田 終 止

霧島市国民健康保険事業給付基金条例を廃止する条例

霧島市国民健康保険事業給付基金条例（平成17年霧島市条例第96号）は、廃止する。

附 則

この条例は、平成28年3月31日から施行する。

（提案理由）

国民健康保険特別会計への繰り出しにより基金残高がなく、今後も同会計の剰余金が見込める状況ではないこと、また、都道府県を責任主体とする財政安定化基金が設置される見込みであることなどから、本条例を廃止しようとするものである。